

鳥取縣公報

告示

昭和二十三年五月十八日  
第一千九百九號

火曜日

本署ノ大ノサハ國定規格A類5

鳥取縣告示第二百二十八號

健康保險法施行令第二條及び厚生年金保險法施行令第二條の規定に依る賃金給料又は俸給に準すべきものゝ全部又は一部が金銭以外の給與其の他の利益なる場合の標準價格を左の通り改正し昭和二十三年五月一日より之を適用する。

昭和二十三年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、食 事 一ヶ月につき

金三百六十圓  
(但し一食給與の場合には百二十圓)

一、住宅 疊一疊同

金五圓四十錢  
金二十七圓

一、被 服 同

鳥取縣告示第二百二十九號

次の臨檢票及臨檢検査票を返納せしめた。

昭和二十三年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

國民醫療法第二十六條の規 厚生技官併任  
定による臨檢票第二十三號 鳥取縣技術吏員 笠木慶治  
あん摩はり、きゆう、柔道整復 同 同  
等營業法第十條の規定による臨檢

鳥取縣告示第二百三十號

動力糞摺業免許者中次の者より廢業届出があつた。

昭和二十三年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號

住 所 氏 名

一一二六 西伯郡光徳村大字東坪八三三 金田金光  
一三三一 同 所子村大字神原一七二 大塚英雄

